

# 文教委員会議案説明資料

令和6年3月15日

件名	頁
(教育指導部)	
1 第25号議案 足立区教育ICT環境整備資金積立基金条例……………	2
(学校運営部)	
2 第39号議案 足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………	5

( 教 育 委 員 会 )

# 第25号議案説明資料

令和6年3月15日

件名	足立区教育ICT環境整備資金積立基金条例
所管部課名	教育指導部 学校ICT推進担当課 学校運営部 学校施設管理課
内容	<p><b>1 概要</b></p> <p>児童・生徒用タブレットをはじめ、教育ICT環境整備は、更改の度に多大な費用がかかることに加え、継続的に維持、更新経費が必要となる（詳細は、P3参照）。</p> <p>これまでは、教育ICT環境整備の財源として、足立区義務教育施設建設等資金積立基金を活用してきたが、今般の建設資材や人件費の高騰等による建設コストアップにより、義務教育施設建設等にかかる経費の増大が見込まれることから、教育ICT環境整備資金の財源を確実に確保するため、新たに基金を設置する。</p> <p><b>2 制定内容</b></p> <p><b>(1) 新設基金の内容</b></p> <p>ア 名称 足立区教育ICT環境整備資金積立基金</p> <p>イ 用途 (ア) 児童・生徒用及び教員用タブレット端末の整備 (イ) 無線アクセスポイント等周辺機器の整備 (ウ) ヘルプデスク運営等ICT環境維持のための保守運用経費</p> <p><b>3 「足立区義務教育施設建設等資金積立基金」改正内容（詳細は、P4新旧対照表のとおり）</b></p> <p>足立区義務教育施設建設等資金積立基金条例については、基金の名称を変更するとともに、設置目的から教育ICT環境整備に関する条項を削除する。</p> <p><b>4 施行年月日</b></p> <p>公布の日から施行する。</p> <p><b>5 今後の方針</b></p> <p>(1) 本基金への積立金に係る経費を含む補正予算案を、令和6年第1回足立区議会に提出予定である。</p> <p>(2) 今後5年間の経費見込を踏まえ、常に20億円程度の残高を維持することを目標として、計画的に基金を積み立てていく。</p>

年度別教育ICT関連経費一覧

	R6	R7	R8	R9	R10	5年間総額
児童・生徒用端末 教員用端末	4.6億円 (うちR6更改 教員用2千台 3.1億円)	21.7億円 児童・生徒用 4万台(見込)	2.7億円 児童・生徒用 5千台(見込) 教員用 1千台(見込)	0	0	29.0億円 (4万8千台)
無線アクセスポイント (AP)等	8.8億円 (うちR6更改 無線AP2.5千台 等7.3億円)	1.7億円	1.7億円	2.8億円	1.7億円	16.7億円
端末設定 ヘルプデスク等保守	15.2億円	16.0億円	7.1億円	9.4億円	7.2億円	54.9億円
合計(A)	28.6億円	39.4億円	11.5億円	12.2億円	8.9億円	100.6億円
国庫補助金等(B)	0.4億円	16.1億円	2.0億円	0	0	18.5億円
必要となる財源 (A-B)	28.2億円	23.3億円	9.5億円	12.2億円	8.9億円	82.1億円

《参考》令和元年度から令和5年度までの経費

	R1	R2	R3	R4	R5	5年間総額
児童・生徒用端末 教員用端末	2.2億円 児童・生徒用 5千台 教員用 2千台	23.9億円 (△23.9億円) 児童・生徒用 4万台	2.3億円	5.0億円 (+2.7億円)	2.3億円	35.7億円 (△21.2億円)
無線アクセスポイント (AP)等	5.4億円	6.0億円	5.0億円	6.1億円 (+1.1億円)	15.0億円 (+10.3億円)	37.5億円 (+11.4億円)
端末設定 ヘルプデスク等保守	0.3億円	6.1億円 (△2.7億円)	7.1億円 (+2.3億円)	6.8億円 (+2.7億円)	3.7億円	24.0億円 (+2.3億円)
実績見込合計(A)	7.9億円	36.0億円	14.4億円	17.9億円	21.0億円	97.2億円
当初見込額(B) ※令和2年6月時点	7.9億円	62.6億円	12.1億円	11.4億円	10.7億円	104.7億円
差額(A-B)	0	△26.6億円	2.3億円	6.5億円	10.3億円	△7.5億円
主な増減理由		①児童・生徒用 端末40,000台の うち10,000台の 購入契約差金 ②児童・生徒用 端末40,000台の うち30,000台を Windowsタブ レットから Chromebookにし たことによる単 価差及び購入契 約差金	Windowsタブ レットを自宅 に設置するよう に設定 5,000台	①児童・生徒 用端末を Chromebookに 統一 5,000台 ②教員用端末 一人一台実現 1,000台	デジタル教科書 導入に伴う通信 環境確保のため 無線アクセ ポイント追加 3,500台	

足立区義務教育施設建設等資金積立基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○<u>足立区義務教育施設建設等資金積立基金条例</u> 平成4年3月31日条例第33号 (設置)</p> <p>第1条 義務教育施設建設<u>及び義務教育において情報通信技術を活用するための義務教育施設等の整備</u>（以下「<u>教育ICT環境整備</u>」という。）の資金に充てるため、<u>足立区義務教育施設建設等資金積立基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第5条 省略 (処分)</p> <p>第6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を義務教育施設建設<u>又は教育ICT環境整備</u>の資金として処分することができる。</p> <p>第7条 省略</p>	<p>○<u>足立区義務教育施設建設 資金積立基金条例</u> 平成4年3月31日条例第33号 (設置)</p> <p>第1条 義務教育施設建設 _____ の資金に充てるため、<u>足立区義務教育施設建設資金積立基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第5条 現行のとおり (処分)</p> <p>第6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を義務教育施設建設 _____ の資金として処分することができる。</p> <p>第7条 現行のとおり <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

# 第 3 9 号議案説明資料

令和 6 年 3 月 1 5 日

件 名	<b>足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例</b>
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行による「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」の改正に伴い、「足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正の理由</b></p> <p>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、令和 6 年 4 月 1 日から婦人補導院※が廃止となることから、条例の文言を削除する。</p> <p>※ 婦人補導院とは、売春防止法第 1 7 条に基づく補導処分がなされた満 2 0 歳以上の女子を収容し、社会で自立していくために生活指導及び職業補導、医療を行うことを目的とする国の施設をいう。</p> <p><b>3 主な改正内容</b></p> <p>(1) 第 7 条第 2 号「婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合」を削除する。</p> <p>(2) 上記第 7 条第 2 号の削除に伴い、第 1 号「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合」を削除し、第 7 条本文に規定する。</p> <p><b>4 新旧対照表</b></p> <p>P 6 ~ 7 のとおり</p> <p><b>5 施行年月日</b></p> <p>令和 6 年 4 月 1 日</p> <p><b>6 今後の方針</b></p> <p>本議案が可決された際には、関係する条例施行規則について必要な改正を行う。</p>

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 平成14年3月29日条例第20号</p>	<p>○足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 平成14年3月29日条例第20号</p>
<p>第1条～第2条 省略 (補償基礎額)</p>	<p>第1条～第2条 現行のとおり (補償基礎額)</p>
<p>第3条 省略</p>	<p>第3条 現行のとおり</p>
<p>2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日(以下「災害発生日」という。)における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数(第17条第2項第2号において単に「経験年数」という。)に応じて、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和37年東京都条例第80号。以下「都条例」という。)第4条第2項に規定する額による。</p>	<p>2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日(以下「災害発生日」という。)における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数_____に応じて、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和37年東京都条例第80号。以下「都条例」という。)第4条第2項に規定する額による。</p>
<p>3～4 省略</p>	<p>3～4 現行のとおり</p>
<p>第4条～第6条 省略 (休業補償)</p>	<p>第4条～第6条 現行のとおり (休業補償)</p>
<p>第7条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、次に掲げる_____場合(足立区教育委員会規則(以下「規則」という。))で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又は收容されている期間については、休業補償は行わない。</p>	<p>第7条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、<u>刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている</u>場合(足立区教育委員会規則(以下「規則」という。))で定める場合に限る。)には、その拘禁され_____ている期間については、休業補償は行わない。</p>

改正前	改正後
<p><u>(1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u></p> <p><u>(2) 婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合</u></p> <p>第8条～第29条 省略</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第8条～第29条 現行のとおり</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>